

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 募集要項

1 事業の概要

東京都では、東京における自動運転レベル4等の先進モビリティサービスの実現・普及を図るため、自動運転の実装を目指す事業者等が、社会受容性の向上に資する取組等を実施する場合に必要な経費を補助します。

本要項は、自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金交付要綱（令和8年4月1日付8都市基モ14号）に基づき、補助事業の募集に必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助金の交付を申請できる者

補助事業の交付対象となる実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次の事項に全て該当するものとする。

- (1) 区市町村、又はソフトウェア、自動運転車両等を開発している、若しくは運行事業を予定している事業者・団体など、自動運転レベル4等の実装を目指す主体であること。ただし、区市町村は、補助事業の運営を他の団体等に委託、助成、協定締結による共同実施等による補助事業の実施をすることができる。
- (2) 日本国内に本社を有する事業者・団体等であること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (4) 公序良俗に違反した活動をしていないこと。
- (5) 法人事業税その他租税の未申告又は滞納がないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第472条により休眠会社として解散したものとみなされないもの
- (7) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当しないこと。
- (8) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- (9) 東京都からの指名停止措置を講じられている者でないこと。

3 補助事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の事項に全て該当するものとする。

- (1) 自動運転、自動運転化技術などが都民等（都民及び東京への来訪者）の理解を得て受け入れられることを目的とする事業であること。
- (2) 都内で、都民等向けに幅広く実施する事業であること。
- (3) 自動運転車両の試乗、展示会など、体験・参加・学習型の事業であることとし、実施に際し、来場者への利用意向調査など、社会受容性の向上に向けた施策に生かす取組を内包する事業であること。

- (4) 事業の効果が広範に及ぶこと。
- (5) 収益を目的とした事業でないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的としない事業であること。
- (7) 公序良俗に違反しない事業であること。

4 補助対象の経費

幅広い世代の方に自動運転に関する体験や学びの機会を提供する取組等の実施に必要な経費（会場費、設営・撤去に係る経費、人件費、広報費、謝礼金、教材費、物品購入費、委託費、リース費）

※詳細は別表のとおり。

【留意事項】

- ・補助事業の開始は、原則として交付決定後に行うこととされており、交付決定前に事業を開始した場合は、原則として補助金の交付対象となりません。
- ・事業に要する経費の支払いは、補助対象期間内に必ず完了してください。

5 補助率及び補助上限額

補助金は、次の各号の区分に応じた額を交付する。ただし、1申請当たりの上限は10,000千円とし、1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。また、補助金の額の算定基準となる推進区域の範囲は、交付申請日時時点で東京都が推進区域として設定している範囲とする。

(1) 推進区域内で実施する事業

ア 補助事業者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、大企業（中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）が実質的に経営に参画していない者（以下「中小企業者」という。）である場合、補助対象経費の10分の10以内の額とする。

イ 補助事業者が中小企業者でない場合、補助対象経費の3分の2以内の額とする。

(2) 推進区域外で実施する事業

ア 補助事業者が中小企業者である場合、補助対象経費の3分の2以内の額とする。

イ 補助事業者が中小企業者でない場合、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

※「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

例 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）

6 募集期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月8日（月）

※ただし、先着順で申請を受け付け、予算額に達した時点で申請受付を終了します。

7 申請方法

以下のいずれかの方法により9の申請書類一式をご提出ください。

(1) J グランツによる電子申請について

- ・ J グランツは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。
- ・ 申請にあたっては、事前に gBizID の取得が必要となります。
- ・ 申込方法等、詳細につきましては gBizID 公式 HP をご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

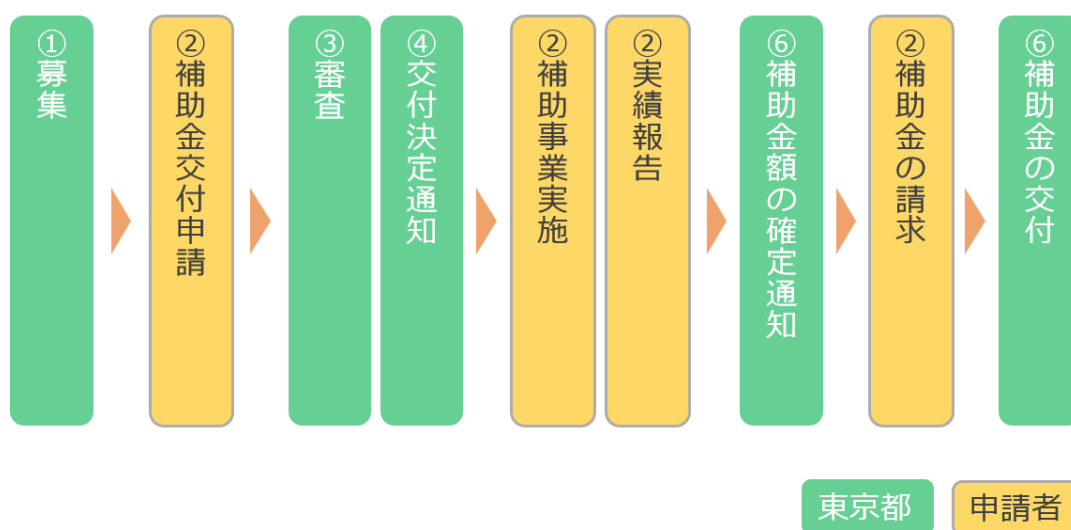
その他ご質問等は、gBizID の事務局へお問合せください。

(2) J グランツを利用しない場合

以下事務局まで、必要書類を郵送してください。

(事務局) 東京都 都市整備局
都市基盤部 モビリティ政策課 自動運転担当
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎 1 1 階南側

8 手続きの流れ



9 東京都へ提出する申請書類

(1) 交付申請時

	書類	備考
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書（要綱第1号様式）	
<input type="checkbox"/>	実施計画書	
<input type="checkbox"/>	経費内訳書	
<input type="checkbox"/>	補助金申請額算出内訳書	
<input type="checkbox"/>	誓約書	
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書	
<input type="checkbox"/>	その他知事が必要と認める書類	

(2) 実績報告、補助金請求以降

	書類	備考
<input type="checkbox"/>	補助事業実績報告書（要綱第7号様式）	
<input type="checkbox"/>	事業報告書	
<input type="checkbox"/>	経費内訳書	
<input type="checkbox"/>	補助金実績額算出内訳書	
<input type="checkbox"/>	支払いの内容等が分かる書類（領収書等）	
<input type="checkbox"/>	請求書	※補助金額確定通知後
<input type="checkbox"/>	その他知事が必要と認める書類	

別表（補助対象経費）

費目		補助対象経費
1	会場費	○補助事業を実施する会場の使用料等 【対象外の主な事例】 ・補助事業以外の事業で使用する会場費
2	設営・撤去に関する経費	○補助事業を実施するための設営・撤去に係る経費 【対象例】 ・ブース等の設営・撤去費 ・車両運搬費
3	人件費	○補助事業の実施に係る人件費 （自動運転の試験走行に必要な保安員の経費等） 【対象外の主な事例】 ・補助事業者の常勤社員・職員等の人件費
4	広報費	○補助事業の広報・周知に係る経費
5	謝礼金	○補助事業において、都民等が自動運転技術や意義等を学ぶための講師・講演者等への謝礼金 ・講師・講演者等としての妥当性を判断するため、経歴等の証明が必要 ・団体へ支払う場合には、1団体当たり100,000円を限度額とする。 【対象外の主な事例】 ・補助事業者への謝礼金 ・公務員の公務に対する謝礼
6	教材費	○補助事業において、都民等が自動運転技術や意義等を学ぶための教材の購入・製作費
7	物品購入費	○補助事業を実施する上で必要となる消耗品・資材の購入費 【対象外の主な事例】 ・アルコール飲料 ・贈答品、景品 ・金券類（図書カードなど）

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 娯楽性が高い物品（花火、カラオケ機器等）
8	委託費	<p>○ 補助事業を効率的・効果的に実施するための委託経費</p> <p>【対象外の主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費総額の5割を超える委託経費 （補助事業者が区市町村の場合は除く。）
9	リース費	<p>○ 補助事業を実施する上で必要となる備品等のリース費</p> <p>【対象外の主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 娯楽性が高い物品（花火、カラオケ機器等）